

茨城県報 第5982号

昭和47年1月20日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告示

	ページ
●神栖町内にあらたに生じた土地の確認(地方課).....	1
●保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課).....	2
●保安林の指定解除の予定(林業課).....	3
●しらすひき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間(漁政課).....	3
●土地改良事業の縦覧(2地区)(農地管理課).....	3
●町村営土地改良事業の縦覧(2地区)(").....	4
●土地改良事業の認可(2地区)(").....	4
●釜井地区換地計画の縦覧(").....	4
●細田地区換地計画の縦覧(").....	5
●井出姥沢堰土地改良区の定款変更(").....	5
●旭村西部地区の農用地等交換分合計画の一部変更(").....	5
●道路の供用開始(道路維持課).....	6
●北茨城都市計画道路変更の縦覧(計画第一課).....	6
●建築基準法に基づく道路とみなす道の指定(建築住宅課).....	6
●木材業者等の登録(県西農林事務所).....	7
●千波湖土地改良区役員の就退任(水戸土地改良事務所).....	7
●石岡台地土地改良区役員の就任(土浦土地改良事務所).....	8

公告

●争議行為の通知の公表(労政課).....	8
●小売販売業者甲の臨時登録(農業経済課).....	9
●水戸勝田都市計画下市土地区画整理事業の事業計画の変更(計画第一課).....	9
●竜ヶ崎牛久都市計画事業出し山土地区画整理組合の設立認可(").....	9
●土地立ち入り測量(2件)(用地室).....	10

(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)

●漁場計画に関する公聴会開催.....	11
---------------------	----

告示

茨城県告示第39号

地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき鹿島郡神栖町の区域内に、次の土地があらたに生じたことを確認した旨同町長から届け出があつた。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 埋 立 場 所

神栖町大字溝口字降之池4991番地及び同町大字奥野谷字島田4463番地地先の公有水面

2 面 積 194,104.71 m^2

茨城県告示第40号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)第2条に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定に関し次の事項を告示する。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
012.132.7 47.1.1	医療法人春睦会 内藤医院	内, 精, 神	水戸市文京1-10-11	内藤春雄	新規開設
022.077.2 46.12.24	日立整形外科病院	整外, 皮泌	日立市鹿島町 1-21-4	小松崎 睦	新規開設 (組織変更)
052.028.8 46.12.10	滝田外科医院 仮診療所	外, 整外	石岡市青木町 787-1	滝田健次郎	新規開設 (移 転)
162.017.8 47.1.1	田崎内科小児科	内, 小	笠間市下市毛161	田崎 秀	新規開設
402.053.3 46.12.10	柴原医院	内, 産婦	筑波郡大穂町 大字吉沼1151	柴原 浩	新規開設 (開設者) 変 更
012.074.1 47.1.1	石渡産婦人科病院	産婦	水戸市上水戸 1-4-21	石渡宣郎	再指定
012.127.7 "	水戸中央病院	整外, 外, 内, 産婦	" 七軒町1045	植村 誠	"
022.046.7 "	南高野医院	内, 小, 神, 胃, 循, 呼, 放	日立市南高野町79-1	尾川泰子	"
042.045.5 "	医療法人慈政会 小柳病院	精, 神	古河市古河2066の5	小柳桂子	"
332.025.6 "	小宅内科医院	内, 小, 放	那珂郡那珂町菅谷 4370の2	小宅 衛	"
392.022.0 "	滝田医院	胃, 外, 整外 内, 産婦, X線	新治郡八郷町 大字柿岡1974	滝田昭二	"
412.030.9 "	県西総合病院 明野診療所	内	真壁郡明野町宮山30	中田清一	"

歯 科

043.011.2 47.1.1	桜井歯科医院	歯	古河市紺屋町5385	桜井智司	再指定
093.009.5 "	斎藤 "	"	那珂湊市1丁目5962	斎藤 明	"

薬 局

024.002.0 47.1.1	黒 沢 薬 局	調 剤	日立市西成沢町 3-2-4	黒 沢 悞	再 指 定
384.007.5 "	村 山 "	"	稲敷郡江戸崎町 江戸崎甲3147-1	斎 藤 良 幸	"

茨城県告示第41号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡大洋村大字上幡木字砂子1995番，字穴口1514番の1，1514番の2
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解 除 の 理 由
指定理由の消滅

茨城県告示第42号

茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）第8条第3項の規定に基づき、機船船びき網漁業のうちしらすひき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和47年1月25日から

昭和47年2月10日まで

茨城県告示第43号

土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業については適当と決定したので、同条第5項の規定により公告し、当該事業を行なう土地改良区定款（写し）、および事業計画書（写し）を縦覧に供する。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土地改良区	実施地区	縦覧期間	縦覧の場所
羽賀沼土地改良区	伊佐津地区	昭和47年1月27日 昭和47年2月16日	新利根村役場
石岡台地土地改良区	巴川地区	〃	八郷町役場

茨城県告示第44号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業については適当と決定したので、同条第5項の規定により公告し、当該事業計画書(写し)を縦覧に供する。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

市 町 村	実施地区	縦覧期間	縦覧の場所
銚田町	野友地区	昭和47年1月26日 昭和47年2月17日	銚田町役場
旭村	大谷地区	〃	旭村役場

茨城県告示第45号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業を認可したので、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土地改良区	実施地区	申請年月日	認可年月日
豊田新利根土地改良区	九軒地区	昭和46年9月29日	昭和47年1月14日
同 上	塩沼地区	昭和46年9月29日	昭和47年1月14日

茨城県告示第46号

昭和46年9月23日付で認可申請のあつた新利根川土地改良区・釜井地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
昭和47年1月27日から昭和47年2月16日まで
- 3 縦覧の場所
東村役場
桜川村役場

茨城県告示第47号

昭和46年12月16日付で認可申請のあつた南筑波土地改良区・細田地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
昭和47年1月27日から昭和47年2月16日まで
- 3 縦覧の場所
豊里町役場
谷田部町役場

茨城県告示第48号

昭和46年12月16日付で井出蛭沢堰土地改良区から申請のあつた定款変更を昭和47年1月14日認可した。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第49号

昭和38年3月20日付茨城県告示第270号で告示した旭村西部地区の農用地等の交換分合計画の一部変更については、認可した。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和47年1月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道石岡下館線
- 2 供用開始の区間 真壁郡真壁町大字飯塚字十一番耕地533番から
真壁郡真壁町大字飯塚字二番耕地111番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和47年1月20日

茨城県告示第51号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により北茨城都市計画道路(2等大路第2類第4号平潟港線)を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同法同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦 覧 場 所 茨 城 県 庁

茨城県告示第52号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により、次の道を同条第1項の道路とみなす道として指定する。

なお、当該道路の境界線とみなされる線は、当該道路の中心線から水平距離2メートルの線である。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 区 域
昭和46年12月20日付で牛堀都市計画区域に含まれる土地の区域(行方郡牛堀町の全域)
- 2 道路とみなす道
都市計画区域内に含まれることになった際に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の道
- 3 指 定 の 期 日
昭和47年1月20日

茨城県告示第53号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので同条第3項の規定により公示する。

昭和47年1月20日

茨城県西農林事務所長 植 田 敏 夫

第1種業者登録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者 氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種	備 考
					所 在 地	名 称		
西農林 第135号	昭和 46.12.25	猿島郡境町長井 戸401の3	野口 勝正	境ベニヤ商会	住所に同じ	商号に同じ	販売業 (小売)	新規

茨城県告示第54号

茨城県水戸市三の丸3丁目9番28号に事務所を置く、千波湖土地改良区から下記のとおり役員の内任及び退任の届け出があつたので、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和47年1月20日

茨城県水戸土地改良事務所長 山 崎 三 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水戸市泉町2丁目2番14	理 事	安 達 勝次郎	
〃 吉沼町1400番地	〃	菊 池 武 彦	
〃 〃 165番地	〃	川 又 平之進	
〃 中大野467番地	〃	横須賀 常 雄	
〃 酒門町18番地	〃	斉 藤 孝 徳	
東茨城郡常澄村大字下大野1038番地	〃	宮 本 行 明	
〃 〃 〃 2933番地	〃	平 戸 清 二	理 事 長
〃 〃 大字川又527番地	〃	柴 田 勝 義	
〃 〃 大字塩崎590番地の1	〃	宮 崎 大 三	
〃 〃 大字栗崎1549番の1	〃	大 高 庄之助	
〃 〃 大字大串388番地	〃	田 上 宗 光	
〃 〃 大字島田29番地	〃	木 村 友 一	
水戸市中大野270番地	監 事	横須賀 義 信	
東茨城郡常澄村大字川又644番地	〃	人 見 久 一	
〃 〃 大字平戸506番地	〃	染 井 兵 蔵	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常澄村大字下大野2933番地	理 事	平 戸 清 二	理 事 長
水戸市浜田町304番地	〃	山 崎 覚	
〃 吉沼町1400番地	〃	菊 池 武 彦	
〃 〃 165番地	〃	川 又 平之進	

水戸市中大野467番地	理 事	横須賀 常 雄
〃 酒門町18番地	〃	齊 藤 孝 徳
東茨城郡常澄村大字下大野1038番地	〃	宮 本 行 明
〃 〃 大字川又504番地	〃	人 見 祐 弘
〃 〃 大字塩崎590番地の1	〃	宮 崎 大 三
〃 〃 大字島田29番地	〃	木 村 友 一
〃 〃 大字大串2144番地〜1	〃	小 池 進
〃 〃 大字栗崎1549番地〜1	〃	大 高 庄之助
水戸市坏大野189番地	監 事	田 口 常 俊
東茨城郡常澄村大字川又644番地	〃	人 見 久 一
〃 〃 大字平戸490番地	〃	庄 司 登

茨城県告示第55号

石岡市大字石岡字茨木に事務所を置く、石岡台地土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨届け出があつたので、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和47年1月20日

茨城県土浦土地改良事務所長 上 野 秀 雄

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡玉造町乙1084番地	理 事	小野口 清	
新治郡八郷町大字小幡922番地	〃	関 野 信 平	

公 告

●争議行為の通知の公表

日本観光バス労働組合執行委員長高野順から昭和47年1月11日次のとおり争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令第10条の4第4項の規定により公表する。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 事 件

労働協約の締結

2 日 時

昭和47年1月25日以降本問題の完全解決に至るまでの期間

3 場 所

日本観光バス労働組合の組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為を実施する。

●小売販売業者甲の臨時登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第22条の4第2項の規定により、次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部農業経済課及び県北農林事務所において縦覧に供する。

●水戸勝田都市計画下市土地区画整理事業の事業計画の変更

水戸市が施行する水戸勝田都市計画下市土地区画整理事業(第一工区)事業計画の変更について昭和47年1月11日認可したから都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第36条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる改正前の土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第10項において準用する同条第7項及び土地区画整理法施行規則(昭和30年建設省令第5号)第4条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 事業の名称 水戸勝田都市計画下市土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目4番73号
水戸市役所内
- 3 事業計画認可の年月日
昭和37年1月4日
- 4 事業計画変更認可年月日
昭和47年1月11日

●竜ヶ崎牛久都市計画事業出し山土地区画整理組合の設立認可

出し山土地区画整理組合の設立については、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可したので、次のとおり公告する。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 組合の名称
出し山土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
昭和47年1月13日から昭和49年3月31日まで
- 3 施行地区
竜ヶ崎市字出し山地区内

4 事務所の所在地

竜ヶ崎市4235番地

竜ヶ崎市役所内

5 設立認可の年月日

昭和47年1月13日

6 事業年度

昭和46年度から昭和48年度まで

7 公告の方法

事務所の掲示場及び理事が指定する掲示場

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和47年1月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道千葉竜ヶ崎線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

北相馬郡利根町大字横須賀字東、字慶正寺、字古大日、字引地台、字金耕地、字西、字後谷津及び字猿引台地内

“ “ 大字大平字戸崎、字七郎作、字氏神後、字腰巻、字勢師、字下前、字氏神前及び字遠神地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年1月20日から昭和47年3月20日まで

1 起業者の名称 茨城県知事

2 事業の種類 一級河川利根川水系備前川河川改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

土浦市大字小松字新出、字四斗蒔、字小舟津及び字稲子田地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年1月24日から昭和48年3月31日まで

(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)

●漁場計画に関する公聴会開催

漁業法第11条第4項の規定に基づき漁業権の漁場計画について、次のとおり公聴会を開催するか
ら意見を述べたい方はご出席下さい。

昭和47年1月20日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

会長 石 津 正 明

- 1 開 催 日 時 昭和47年2月7日 午前10時から午前11時まで
- 2 開 催 場 所 土浦市殿里町603 土浦合同庁舎中会議室
- 3 案 件 区画漁業権43件の設定について
- 4 公聴会における発言の注意
 - (1) 公聴会において意見を述べようとする者(口述者)は住所、氏名、年令、従事する漁業及び
発言の内容要旨等を書面又は口頭で当日申し出られたい。
 - (2) 公聴会における口述者の範囲は次に掲げるものとする。
 - イ 漁業権者、入漁権者
 - ロ 漁業権漁業の経営者
 - ハ 漁業協同組合関係者
 - ニ 新規希望者
 - ホ その他利害関係者
 - (3) 委員会の委員は口述者に対し質疑することができる。ただし、口述者が委員に質疑すること
はできない。
 - (4) 委員会は公聴会において討論票決は行なわない。
 - (5) 口述者に不穏当な言動があつたとき、会長はその発言を禁止し又は退場を命ずることができ
る。

★ 県政の総覧 () 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和46年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所